

40520

教科書文庫

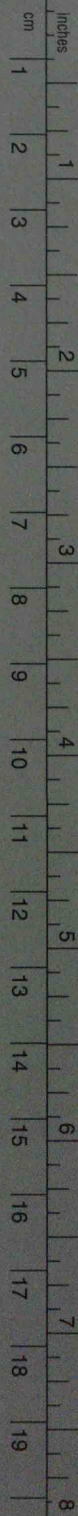
4
110
41-1943
20000 67705

Kodak Gray Scale



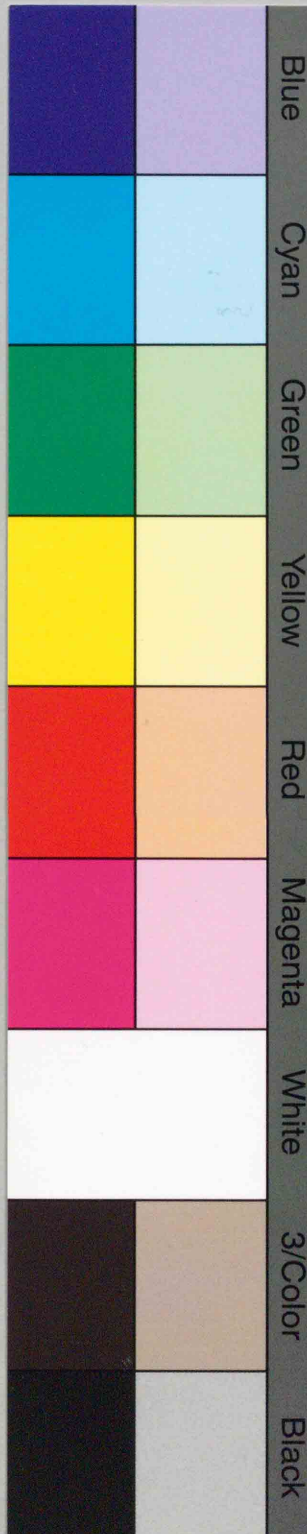
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫
4
110
41-1943
2000067705

# 修身

一

中等學校教科書株式會社



資料室

文部省檢定濟

昭和十九年一月二十四日 中學校・實業學校國民科用

教科書文庫

4

110

41-1943

2000067705

# 修身

一

広島大学図書

2000067705



中等學校教科書株式會社

42  
110  
BB18

詔

勅

天壤無窮の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾が子孫  
の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治  
せ。行矣。實祚の隆えまさむこと當に天壤と  
窮りなかるべし。

五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシ  
メン事ヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明  
ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣  
ニ基キ協心努力セヨ

軍人勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬  
つから大伴物部の兵ともを率る中國のまつろはぬものともを  
討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしよ  
り二千五百有餘年を経ぬ此開世の様の移り換るに隨ひて兵制  
の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率る給ふ御制に  
て時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡  
兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制  
度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人な

と設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狂れて  
朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古  
の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權  
は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の  
大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の  
様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらすとは  
いひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺  
聞しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰  
へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ  
朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ

忝くも又惶けられ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大

權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまるらるる事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓

諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれす軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘らす只一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛

よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれと

も其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はす下を恵ますして一致の和諧を失ひたらんには嘗に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいと貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からす血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を彈して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れす己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成



し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を  
假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てん  
とすれは進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其  
詮なし始に能く事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐む  
へからすと知り其義はととも守るへからすと悟りなは速に  
止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の  
順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあ  
たら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世  
まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへ

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ  
輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無  
下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせら  
るゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚な  
り此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し  
士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて  
曩に免黜條例を施行し略此事を誡め置きつれと猶も其惡習  
の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし  
汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ  
右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行

はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神に  
して一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる  
嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つべき心た  
に誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の  
公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に  
遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生  
舉りて之を悦ひなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト  
深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥  
ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ  
此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ  
恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ  
啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重  
シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇  
運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ

忠孝

ス又<sup>マ</sup>以<sup>テ</sup>爾<sup>ニ</sup>祖<sup>ノ</sup>先<sup>ノ</sup>遺<sup>ノ</sup>風<sup>ヲ</sup>顯<sup>ニ</sup>彰<sup>スル</sup>ニ足<sup>ラ</sup>ン  
斯<sup>ノ</sup>道<sup>ハ</sup>實<sup>ニ</sup>我<sup>カ</sup>皇<sup>祖</sup>皇<sup>宗</sup>ノ遺<sup>ノ</sup>訓<sup>ニ</sup>シテ子<sup>孫</sup>臣<sup>民</sup>ノ俱<sup>ニ</sup>遵<sup>守</sup>  
スヘキ所<sup>之</sup>ヲ古<sup>今</sup>ニ通<sup>シ</sup>テ謬<sup>ラ</sup>ス之<sup>ヲ</sup>中<sup>外</sup>ニ施<sup>シ</sup>テ悖<sup>ラ</sup>ス朕<sup>ニ</sup>  
爾<sup>臣</sup>民<sup>ト</sup>俱<sup>ニ</sup>拳<sup>々</sup>服<sup>膺</sup>シテ咸<sup>ニ</sup>其<sup>德</sup>ヲ一<sup>ニ</sup>センコトヲ庶<sup>幾</sup>フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戊申詔書

朕<sup>チ</sup>惟<sup>オ</sup>フニ方<sup>ハ</sup>今<sup>コ</sup>人<sup>文</sup>日<sup>ニ</sup>就<sup>リ</sup>月<sup>ニ</sup>將<sup>ミ</sup>東<sup>西</sup>相<sup>倚</sup>リ彼<sup>ヒ</sup>此<sup>ニ</sup>相<sup>濟</sup>シ以<sup>テ</sup>  
テ其<sup>ノ</sup>福<sup>利</sup>ヲ共<sup>ニ</sup>ス朕<sup>ハ</sup>爰<sup>ニ</sup>益<sup>國</sup>交<sup>ヲ</sup>修<sup>メ</sup>友<sup>義</sup>ヲ悖<sup>シ</sup>列<sup>國</sup>ト  
與<sup>ニ</sup>永<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>慶<sup>ニ</sup>賴<sup>ラム</sup>コトヲ期<sup>ス</sup>願<sup>ミ</sup>ルニ日<sup>進</sup>ノ大<sup>勢</sup>ニ伴<sup>フ</sup>  
ヒ文明<sup>ノ</sup>惠<sup>澤</sup>ヲ共<sup>ニ</sup>セムトスル固<sup>ヨリ</sup>内<sup>國</sup>運<sup>ノ</sup>發<sup>展</sup>ニ須<sup>ツ</sup>戰<sup>フ</sup>  
後<sup>日</sup>尙<sup>淺</sup>ク庶<sup>政</sup>益<sup>更</sup>張<sup>ヲ</sup>要<sup>ス</sup>宜<sup>ク</sup>上<sup>下</sup>心<sup>ヲ</sup>一<sup>ニ</sup>シ忠<sup>實</sup>業<sup>ニ</sup>服<sup>ス</sup>  
シ勤<sup>儉</sup>產<sup>ヲ</sup>治<sup>メ</sup>惟<sup>レ</sup>信<sup>惟</sup>レ義<sup>醇</sup>厚<sup>俗</sup>ヲ成<sup>シ</sup>華<sup>ヲ</sup>去<sup>リ</sup>實<sup>ニ</sup>就<sup>キ</sup>  
荒<sup>怠</sup>相<sup>誠</sup>メ自<sup>彊</sup>息<sup>マ</sup>サルヘシ  
抑<sup>我</sup>カ神<sup>聖</sup>ナル祖<sup>宗</sup>ノ遺<sup>訓</sup>ト我<sup>カ</sup>光<sup>輝</sup>アル國<sup>史</sup>ノ成<sup>跡</sup>トハ炳<sup>イ</sup>

トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展  
ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ  
協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコ  
トヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之  
ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ  
教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ  
掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ  
勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ  
尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾  
來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位  
以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂

悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ  
輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒  
ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹  
復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヤ是レ實ニ上下協戮振  
作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ  
其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ  
竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實  
剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ  
親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠

孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業  
ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世  
務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルベ  
シ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セ  
ムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

踐祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ  
大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修  
シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ  
外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏ク  
セリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廻チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道  
ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭

ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ  
一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ  
朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之  
レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ  
經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ  
著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無  
疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ  
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則  
チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博

ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新  
ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ  
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會  
通ノ運ニ乗シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟  
レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセン  
コト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓  
ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此  
ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所  
ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無  
窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

(昭和十四年五月二十二日)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セム  
トスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繁  
リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ  
重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ  
其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本  
分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負  
荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

米國及英國ニ對スル宣戰ノ詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有眾ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ眾庶ハ各其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ舉ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル

皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ牆ニ相鬪クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ



東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ  
於テ武備ヲ增強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラ  
ユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル  
脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムト  
シ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局  
ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益經濟上軍事上ノ脅威ヲ  
増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ  
東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存  
立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ  
爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有眾ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗  
ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ  
以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

(睦仁)  
御名 御璽  
(裕仁) (印)

昭和十六年十二月八日

皇祖 (天照大神ヲハジメ)  
皇宗 (三代神武天皇)

國務各大臣副署

目 録

一 學校の新年……………四  
二 學徒の光榮……………九  
三 學習と實踐……………十七  
四 弟子の道……………二十五  
五 禮 儀……………三十  
六 質實剛健の氣風……………三十八  
七 孝道と報恩……………四十四

八 團體の生活と秩序……………五十二  
九 奉仕の道……………五十八  
十 肇國の御精神とわが國體……………六十五  
十一 敬神崇祖……………七十二  
十二 皇國臣民の道……………七十九

### 一 學校の新年

時は陽春四月、花笑ひ鳥歌ふ季節を迎へた。戦ひ勝つために、たれもかれも緊張を重ねてゐる時ではあるが、春は春、何となくのびやかな氣分の生ずるのは、やはり氣候溫和、風光明媚な神の國日本の、おのづからな恵みであらう。

この國土に育ち、國民學校高等科も無事に卒業して、今われらは銘々志す中等學校に學ぶことを許され、共々に學校の新年を迎へたのである。まことに嬉しい極みである。しかし、われらは唯嬉しがり、得意になつてゐるだけでよいのであらうか。われらには近く父母兄弟の希望が掛けられ、國家からもまた大きな期待が掛

けられてゐる。これらの期待を満たさうとすれば、悦びに任せて徒らにこの新年を過すべきではない。佐久間象山は

「日晷一たび移れば千載再來の今なく、形神既に離るれば萬古再生の我なし。學藝事業あに悠々たる可けんや。」  
と言つて、みづから戒め勵ました。

われらが教へを受けようとする中等學校は、皇國の道に則つて、高等の普通教育又は實業教育を施し、忠良な皇國民に鍊成するのを目的としてゐる。言ひ換へれば、皇國の道に則つて、心身を鍛鍊し、各、その本分を盡くして無窮の皇運を扶翼し奉り、御稜威を他の國々に仰がしめるやうな中堅有爲の人物を育て上げるにある。われら新入生は、この事を理解し、先づその目的をみごとに果さうとの自覺を深くしなければならぬ。この自覺が深ければ、學習

の計畫もおのづから立てられるであらう。

世の中には、身體の故障や虚弱のために、或は家庭や境遇などの關係から、中等學校に入學したいと望みながらもできないのである。青年が少くない。これらの青年は國民學校の業を卒へると、或は家業に従ひ、或は出でて工場、鑛山、漁場などに働くなど、皆直ちに實務に就くので、學習の暇も十分にはない。青年學校の設けはあるが、働きながら學ぶのであるから、學習も不十分になりがちである。それ故われらは、これら學友の代りとなり、その分も引き受けたつもりで修養に努めなければならぬ。即ち、われらは自己の幸福な境遇に感謝し、油斷せず、慢心せず、ほんたうによい生徒になるやうに努力し、工夫すべきである。工夫のない努力は往々勞して效のない結果となる。計畫、工夫を伴つた努力を續けて、始めてよ

い生徒としての實を擧げることができるのである。

山本五十六元帥が長岡中學校に入學したのは、明治二十九年四月であつた。その年も暮れて翌三十年を迎へた時、迎明治三十年と題する文を作り、校友會雜誌に寄せた。その中に、古人曰く、一年の計は元旦にありとか。然らばこの一日は實に貴重なる時にして、碌みだりにこれを失すべきにあらず。よく一年間に爲さんとするところを熟慮確定して、而して後に齋戒沐浴してこれを迎ふ、また可ならんか」と記してゐる。

五十六少年は子供の時から、父母その他に餘り世話をやかせず、みづから學習の計畫を立て、言はず語らず、これを實行した。海軍兵學校入學の時にも、この人がらをよく現してゐる。海軍兵學校にはいらうといふ志は、中學校入學の初めに立てたらしく、入學早

早その準備に取り掛つた。即ち深く反省して學習に努め、學科合格の自信は得たが、體格や體力に就いてはやゝ不安を感じたので、身體を鍛へ、體力を強くする工夫をした。毎日夕方になると學校まで走り、駆け足機械體操などをし、雨の日も風の日も決してやめるやうなことはなかつた。みづから考へて計畫したこの鍛錬法を長い間続け、みづから調べたその効果に自信を得て、兵學校入學試験の合格を期したのであつた。果して明治三十四年十二月、優秀な成績を以つてあこがれの兵學校に入學し、海軍生活の第一歩を踏み出したのである。

凡そ學習に志し、その計畫を立てることは、必ずしもむづかしいことではない。しかし、五十六少年のやうに計畫をその通りに實行することは、決して容易ではない。「初めあらざるなし、よく終り

ある鮮し。」といふやうに、途中さまざまな障礙が起り、もろくもそれ負けるからである。これを突破してよく終りあらしめるのは、唯剛健の精神があるばかりである。立志、企畫、及び剛健の三つが一身に備はれば、學習の目的もりつばに遂げられることは疑ひない。われらは今新しい學校に入り、新しい學年を迎へたのである。その感激のまだ薄らがぬうち、深く右の三事に心をとめて邁進すべきである。まして現在は、敵國米英を撃滅するため、上下一體となり、總力を擧げて戦つてゐる時である。いつもこの事を念頭において修練に勵まなければならぬ。

## 二 學徒の光榮

畏くも天皇陛下には昭和十四年五月二十二日に、青少年學徒の

代表を御親閲あらせられる旨仰せ出された。この光榮に浴したのは、全國の大學學生、高等專門學校、中等學校生徒の代表凡そ三萬二千五百名餘りで、それ〴〵教職員に引率され、二十一日までに皆皇都に集つた。

場所は二重橋前の廣場。この日晴れよと祈つたかひあつて、空には一片の雲もなく、松や柳の緑も鮮やかに、瑞氣大内山に滿ち溢れるばかりであつた。

學徒の集團は、早朝それ〴〵定められた場所に集合し、順序正しく式場に行進、整列を終つて出御をお待ち申し上げた。陪觀の文武官も定め的位置に着いた。やがて、御乘馬鹵簿くわぼくの靜かに二重橋を渡り給ふを拜す。仰げば錦の御旗燦として御先導申し上げ、天皇陛下には御愛馬白雪に召され、侍從武官長以下を隨へさせられ、

國歌吹奏、一同奉迎のうちに着御、中央の玉座に立たせ給ふ。時に午前十時、總指揮官の號令一下、分列式が始る。第一集團校旗隊を先頭に、軍樂隊の奏する行進曲につれて堂々行進し、玉座の御前に校旗を垂れ、頭を右にして至誠奉公を誓ひ奉れば、陛下には畏くも舉手の御答禮を賜ふ。全學徒並びに教職員はたゞ恐懼、たゞ感激、この上ない光榮に涙をとゞめ得なかつた。この間、學生の操縦する飛行機十二編隊もみごとに空中分列式を行つて御親閲を仰いだ。

この日午後、天皇陛下には文部大臣を宮中に召させられ、畏くも全國の學徒にありがたい勅語を賜はつた。即ち、青少年學徒ニ賜ハリタル勅語である。

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セム

トスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繁  
リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ  
重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ  
其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本  
分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負  
荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

先づよく奉誦して、暗誦できるやうに心掛けなければならぬ。  
更に進んで聖訓の拜察奉體實踐に努めなければならぬのはい  
ふまでもない。

さて、われら皇國民のいつも念頭におくべき事の第一は、詔を承  
けては必ず「謹め」といふ聖德太子の御教へである。詔は天皇陛下  
の御心を示し給ふものであるから、承諾必謹は皇國民の道の根本  
となる。いかなる場合にも、この根本を堅くもたなければならぬ  
い。第二は、詔を承ることが、われら皇國民にとつて無上の光榮で  
あるといふことである。高山彦九郎は、光格天皇の龍顏を拜し奉  
つた時、感激の餘り

われをわれと知らしめすぞや天皇の玉のみ聲のかゝる  
嬉しさ

と詠じた。今、われら青少年は、畏くも玉の御聲を戴いた。前例の  
ないこの光榮に、深く思ひを致さなければならぬ。  
謹んで考へるに、勅語では先づ皇國隆昌の氣運を永久に維持す  
るといふ大きな責任が、青少年學徒の雙肩にあることを宣ひ、次に  
氣節・廉恥を始めとして、修文・練武・質實・剛健など數々の道を示し給  
ひ、それらを身につけて、各、荷なふ責任を全うするやう心掛けよと

お諭しになられた。

わが國は特に明治維新以後、政治軍事文化經濟などあらゆる方面に著しい發展を遂げ、大正の御代を經、昭和聖代に入り、滿洲事變・支那事變などに當り國威を中外に發揚し、大東亞の指導國となつた。さうして、今や皇國は新しい世界秩序の建設に邁進してゐる。この皇國永昌の勢をもち續ける任務は重く、前途は程遠い。まことに容易ならないことである。この重任を負ふ者こそ、今學校に學びつゝあるわれら及びわれらの後輩である。これ「其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ双肩ニ在リ」と仰せられた所以と拜察する。

次に氣概節操廉恥は、わが國古來のうるはしい傳統であつて、かの和氣清磨菅原道眞楠木正成正行及びその一族を始め、範を後世に遺した例は少くない。

凡そ國の興亡、文化の消長、みな由つて來たるところがあり、古今の歴史はよくこれを示す鑑である。また、中外の實情や形勢は廣く各般の事を調べて、始めて通ずることができるのであるから、その考へを精確にし、識見を昂めることが是非とも必要である。精確に思索し、識見を長養すれば、その踏むべき中正の道を誤ることもなく、學徒各自の本分も正しく辨へ知るやうになる。この本分をしつかりと守つて、文武の道の修練に勵まなければならぬ。

また、青少年は平生、質素着實で百難にも屈せず、努めてやまぬ剛健な氣風を振るひ起さなければならぬ。これらの道や徳はいづれも國本に培ひ、國力を養ふ根源であり、隨つて國家永昌の氣運を維持し、増進する所以である。こゝをよく心得、修練に努めてそ



の大責任を果すやう、しつかりと覺悟を固めなければならぬ。前にも知つたやうに、青少年學徒が勅語を戴いたことは前例にない。その上「汝等其レ」と親しくお呼び掛けあそばされた。天皇陛下がいかに青少年學徒の氣風に就いて御心を掛けさせられ、又いかに厚い御信賴を寄せさせ給ふかを拜察して、ありがたさ、畏さに感激あるのみである。大東亞戦争の決戦期にある今、殊にこの感が深い。われらは聖勅の御趣旨をよく奉體し、至誠奉公、ひたすら大御心を安んじ奉ることを期さなければならぬ。

明治天皇御製

身にあまるふも荷なりとも國の爲人のためにはいとほ、  
ざらなむ

### 三 學習と實踐

村田經芳は砲術を勉強するために、その頃、鹿兒島藩でも有名な萩野流の師範野村彦兵衛の弟子になつた。幼時から、すぐれた鐵砲を作つて、國のために盡くさう」と決心し、父にも勵まされてこの道に志した經芳は、一生懸命に勉強した。しかし、萩野流を研究して行くうちに、

- 一、火繩銃は雨降りの時に使用できない。
- 二、火繩と火藥を一しよに携帯して、たくさん兵隊が隊を組むことは危険である。

三、火繩銃は目方が重く、その彈丸は遠距離に達しない。  
といふ三つの點が疑はしくなり、暇をみては唯一人で實驗を續け

た。その結果、どうしてもこれを改良しなければ、戦争の役には立たないことがわかつた。さうして、皆の反對を押しきり、同志を語らひ、獨立して研究することに、決心した。

經芳が最初に元込銃を見たのは、砲術書籍掛といふ役に就いてゐた時であつた。當時の鹿兒島藩はもちろん、各藩が用ひてゐた種子島とも、鐵砲ともいつた小銃は、全部前込といつて、銃口から火薬と彈丸とを詰めるやうになつてゐたのである。元込銃は非常に便利で、すべてが前込銃よりもすぐれてゐたが、これも長く使つてみると、不完全なことがわかつた。

その頃、藩の蘭學者石川確太郎が、その講義のうちに、

「一國の武器はその國で發明され、その國で製造されたものでなければ、いざ戦争といふ場合、軍器の祕密と獨立とを保つことは

できない。」

と言つたのを聞いた經芳は、一刻の猶豫もできないと悟り、できるだけ早く元込銃を完成しなければならぬと、財産を傾け、一身を挺して初志の貫徹に邁進した。

戊辰の役には、經芳は一時その研究を中止し、一部隊の隊長として、遠く陸奥まで出征した。

戊辰の役後、維新の大業が成つて、經芳は再び研究に従ふことができるやうになつたが、實地の經驗を積んで、研究は益々進んで行つた。時の陸軍大臣山縣有朋は、經芳の志を悦び、明治八年、射撃術研究といふ名目で、かれを歐洲へ派遣した。經芳は各國一流の銃器製造所の規模の大きさと設備の完全さを見て、いよゝゝ小銃完成の念願に燃え立つた。

歸朝後、經芳が歩兵銃を作るのに最も苦心したのは、銃身であつた。嚴密な試験をしてみると、それに及第するのは百挺のうちせいぜい四十挺ぐらゐであつた。銃身が出来、部分品を装置し、銃床を着けて一挺の歩兵銃が出来上がるが、いよゝゝ出来上つても、これを完全なものとするまでには、更にいろゝゝの試験をしてみなければならぬ。彈道といふ彈丸の飛んで行く道筋を研究する時などは、三百メートルの距離へ五メートル四方の絹幕を百メートルおきに張つて、それを通して標的を狙つて撃つた。

苦心に苦心を重ねて漸く出来上つた歩兵銃は、戸山學校で嚴密に試験され、

「彈丸が遠くまで届き、彈着が正確で、機械が簡單、しかも堅牢、世界的な歩兵銃。」

といふ折り紙がつけられた。この歩兵銃は陸軍に採用され、明治十三年三月三日に完成したので、陸軍では、これに十三年式單發村田銃と命名した。

「これも亡き父上のお導きだ。」

と、經芳は佛壇の前に膝を正して坐り、位牌を拜んで報告した。

しかし、經芳は決してそれに満足せず、明治十八年、更に二十三年と改良を加へて行つた。明治二十七八年の日清戰役に、わが軍はこの村田銃を以つて散々に清兵を撃ち破つたのである。清國は外國製の銃を用ひてゐたのであるが、わが村田銃の威力はこれにまさるとも決して劣つてはゐなかつた。

經芳は二十三年には陸軍少將に進み、日清戰役が終ると、世界に誇る村田銃の發明によつて男爵を賜はり、勅命を以つて貴族院議

員に選ばれた。

まだ科學の進歩しなかつた明治の初年に、多くの人々の冷笑や反對を押しきり、「一國の武器は、その國で作らなければ、軍器の祕密が保たれない。」といふ信念のもとに、りつぱに初志を貫徹した經芳の態度は、今のわれらの學習にも數々の教訓を垂れてゐる。

われらが修學に當つて、教へを受けることはもとより大切であるが、力の及ぶ限りみづから學び、みづから習ふことをその根本としなければならぬ。例へば、數學にあつてはみづから考へて計算し、測量し、作圖し、物象にあつては物の變化を實地に就いて観察し、實驗する。身を以つて行つて始めて知識は血となり、肉となる。實驗によつて體得した知識は、われらに言ひ知れぬ力強さを與へ、やがてそれは新たに進む基となる。

### 五箇條の御誓文に、

智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

と仰せられてある。畏くも、明治天皇にはわれら臣民が修學に當つての最高の目的をお諭しあそばされたのである。天つ日嗣の大御業の彌榮いひえますことは、とりもなほさず皇國が隆々發展することであつて、われらが日々限りない皇恩に浴して學習するのも、その發展に寄與するためである。

しかし、われらの體得した知識を實踐に移すには、強健な身體と強固な意志とを必要とする。「健康は萬事の本」である。學を修め業を習ふにも、先づ第一に心しなければならぬのは健康である。健康を保つためには、衛生上の注意を守り、進んで身體の鍛鍊に勵まなければならぬ。

衛生上の注意に就いて最も大切なのは、規律正しく日々を送ることである。何事にも自分で自分を律して行くならば、いつまでもわれらの精神は弛みなく、不健全な言動や病に乗ぜられる隙はない。進んで心身を鍛錬するに當つては、山本元帥の少年時代の鍛錬法に倣ひ、己の體格や體力を省みて工夫をめぐらし、計畫を立て、一度始めたことは永く続けなければならぬ。心身の錬磨に於いて、みづからの體力をみづから調べるといふことは、修學習業の場合のやうに極めて大切な態度である。

既に學習の目的が立ち、その方法が定まり、これが實踐力の根幹である體力・意力の錬成が出来たならば、學習と實踐との一致は易易たるものである。このやうにして、よくわれらは、大ニ皇基ヲ振起して、大御心に應へ奉ることができるのである。

#### 四 弟子の道

諺に「師弟は親子」といふ。昔から、師弟の關係は親子の關係のやうに考へられて來た。まことに師弟は、親子に次ぐ親しい關係にある。

われらの教へを仰ぐ學校の師は、われらを忠良な皇國民に育て上げようといふ熱情に溢れて、國のためにわれらを教育されるのである。この眞情は父母と少しも違はない。師の日夜苦心されるところは、幾百人といふ教へ子全體のりつばな成育である。師の樂しみもまた、その外に出でない。

弟子の道にはいろ／＼あるが、師に對する敬慕と報恩とは最も大切なものである。

師を敬する者は、第一に禮儀作法を重んずる。古人は、「七尺去つて師の影を踏まず。」と諭した。教室や學校の内外によつて、師に對する言行を違へることなく、隨つて又、直接教授を受ける先生には敬禮するが、授業を受けない先生には敬禮しないといふやうなことがあつてはならない。第二に、師の教へはこれをすなほに受けることが大切である。すなほでない者にとつては、何事を學んでも、それが血となり肉となるやうなことはない。また、上べでは從ひ、蔭では背くといふやうな卑劣な行動は、絶対に避けなければならぬ。第三に、進んで嚴しい教へにも喜んで服するやうに努めることである。戒めを受ければ、みづから省みて更に發奮する。風霜にあはれない草木のもろいことを知つて、益、修練の必要に目ざめなければならぬ。

## 明治天皇御製

しるべする人をたよりにわけいらばいかなる道かふみ

迷ふべき

師の望むところは、われらがよく學校の規律を守り、缺席や遅刻をせず、豫習や復習を怠らず、家にあつては孝行、友愛を尊び、朋友と交はつては仲よくし、修練に當つては互に切磋し、社會にあつては公德を重んずるといふやうに、學徳の修養に努め、また卒業の後、實務に就いては忠良な日本人としての責任を果すやうになることである。更に師は、健康、知能、技術、徳器及び業務に於いて、「藍より出でて藍より青き」ことを心から冀つてゐる。われらはかうした師の心を心として、よくその期待に副ふやうに努めなければならぬ。これ師の恩に報いる最大の道である。

平田篤胤が本居宣長の「古事記傳」に親しむやうになつたのは、二十六歳の時であつた。篤胤はこの宣長畢生の名著に接すれば接するほど、いよゝゝ深くその學徳を慕ふやうになり、遂に伊勢松阪の宣長のもとに名簿を贈つて入門を乞うた。しかし、宣長は間もなく、學問上の大きな功績を遺して歿してしまつた。入門許可の喜びを夢にまで見てゐた篤胤の悲歎は、想像に餘りある。

宣長の子春庭は篤胤の志を憐んで、その名簿を亡父の靈前に捧げ、篤胤の入門を許した。「先師本居先生ノ學風ノ正シク太ジキコトハ、萬國古今ニ比類ナイ。」と堅く信じてゐた篤胤にとつて、たとへば歿後であつても、その門人のうちに加へられたことは、どんなに嬉しいことであつたらう。

後年、篤胤は京都へ上り、年來の研究苦心の著書が畏くも天覽の榮を賜はつた時、天恩の辱さに感泣しつゝ、松阪に立ち寄つて、師の靈にしみとくと對面報告した。又その時、春庭に乞うて、師の使ひ古した一本の筆をもらひ受けた。これは、日夜師の手中にあつて、研學の伴となつたその筆を以つて、自分の最も自信ある研究である「古史傳」の原稿を、せめて一行でも淨書したいとの切なる願ひからであつた。

宣長の歿後、同じく縣居の門に學んだ者の中にも、手の裏を返すやうに宣長の學問を悪しざまに批評する者があり、自然、宣長の門人の中にも、師の説から遠ざからうとするやうな風をみせる者さへあつた。その中であつて、篤胤は獨り毅然として「萬國ノ本ツ祖國神ノ御國トアルコノ皇國ニ生マレ出ラレテ、神ノ御傳ヘアソバシタル眞ノ道ヲ説明カサレタ」と師宣長を宣揚し、自分を拙き者と

いひ、一心に師の志を繼いで學問に勵み、研究を深め、口を極め筆を盡くして天下に説き示した。その著書が畏くも天覽を賜はつたといふ學者としての最大の光榮に浴した時、かれはこれも一に「神の御靈みたまと先師のお蔭とによつてである。」と、師の恩に感謝してゐる。親しく師の教へを仰ぐこともなかつたに拘らず、師の學問を受け繼ぎ、これを深め、よく師の志を成し、あらゆる障礙をもともせず、普くこれを弘めて、わが國の正しい學問を盛んにした篤胤こそは、その年來の志である、及ばずながら人の人たる道を盡くしたものであり、同時に、師に對する最大の報恩を遂げたものといふべきであらう。

## 五禮儀

文武天皇の御代、粟田真人あしたのまひとが唐に使ひした時、唐人は「聞くところによると、海の東に大倭國おほやまとこくがあつて、これを君子國といふ。人民は豊樂で禮儀があつく行はれる。今、使人を見るに、儀容甚だ淨らかでまことに聞いた通りである。」と言つたといふ。又、唐代官吏の文に、僧最澄は禮儀の國から來たと記してある。他を賤しみ、みづからを持することの高かつた漢人さへも禮儀國、君子國と感歎したわが國の使者や留學僧の品位のほどが想像される。武家時代にあつても、武士は特に禮節を重んじ、もし無禮を加へる者があれば、直ちに眞劍勝負に訴へるといふ有様であつた。わが國に敬語が著しく發達したのも、禮儀の國なればこそである。

禮儀の尊重すべきは、今日でも變りはない。「教育ニ關スル勅語」には「恭儉己レヲ持シ」と仰せられ、「軍人勅諭」には「軍人は禮儀を正し



くすへし」と示されてある。

凡そ人と生まれては家族近隣學校朋友などといふ團體を離れて、孤獨に生活することはできない。まして皇恩あまねく國威は世界に冠絶する皇國に生を受けたわれらは、廣く周圍に思ひを致し、深く省みなければならぬ。一度その廣大な君恩親恩師恩及び世の恩を感じるならば、微々たるわれらもどんなに重い責任を荷なうてゐるかがわかるであらう。先に知つたやうに、われらは親兄弟の期待、更に國の希望に應へるために、日々學習し、修練に勵むのである。己一人のわれらではなく、皇國臣民としてのわれらであることを思へば、輕々しい言行はおのづから慎まなければならぬ。みづからを慎むのは、自分を敬ふことに外ならない。自分を敬ふ者は、自然、他人に對して無作法な態度に出たり、輕んじた

りすることは、その人を敬はないことであると氣がつく。たとひ目下の者にでも、無禮な、粗野な態度で接することはできまい。自分の健康に注意しなかつたり、無謀なことをしたりして、自分を輕しく扱ふ者は、決して他人を敬ふことはできない。みづからを敬ひ、且つ人を敬ひ、すなほな心もち、是を是とし、非を非とする心を以つて人に對するならば、この敬ふ心は事へることとなつて現れ、われらの行ひはおのづから正しいものとなつて來るであらう。世には、外に現れた形だけを見て禮法を面倒がり、ひいて交際嫌ひになる者が往々ある。このやうな人は、ほんたうの禮法は挨拶や作法だけではなく、それらのうちに恭敬親和の心が籠つてゐることに氣がつかないのである。

森深く梢を渡る風が颯々と鳴り、森嚴の氣籠める神域に入る時、

われらは思はず襟を正さずにはをられない。塵一つない清淨な  
神殿に柏手を打つて拜禮する時、おのづから威儀も整ひ、心も爽か  
になる。神を敬ふ心が自然に溢れ出て、形を整へるのである。禮  
の精神はこゝに連なる。

禮の精神は敬ふことにあると知つたが、又一面から、われらはそ  
の形を守ることによつて精神を正しくし、邪な思ひ上つた心を遠  
ざけることもできる。貝原益軒は「禮の教へは目に見えぬところ  
に大いに益ありて、日々に善に遷り、罪に遠ざかりて、みづから知ら  
ず。これ禮の尊ぶべきところなり。朋友の交はり、禮ありて敬へ  
ば、争ひ鬭ふに至らず」といつてゐる。

日常行はれる禮儀作法は「禮法要項」の示す通り頗る多く、一見し  
てその學習も慣れることも、たやすくはないやうに思はれるが、敬  
といふ禮の根本精神を會得するならば、外に現れる形はよし法に  
適ふまでには行かなくとも、おのづからつゝましくなり、學習も慣  
れることも案外容易になる。例へば、一枚の葉書を書く時にも、敬  
ふ心を失はなければ、文字も文言も道を遠く外れるやうなことは  
ない。その上の書翰禮法の習得は容易である。われらは努めて  
「禮法要項」の各項を實踐し、逆に、外の形によつて内に敬の心を養ふ  
やうにしなければならぬ。このやうに内外呼應し、おのづから  
に坐作進退、一舉手一投足をもゆるがせにしない品位を身につけ  
なければならぬ。常に禮儀作法の正しいことは、その人からの  
高いことを示し、見るからにゆかしいものである。  
禮の精神は團體にあつては又、秩序を守る精神となる。不作法  
が決して英傑の資格ではない。「大行は細謹を顧みず」などといふ

言葉に軽々しく誤られてはならない。われらは學校に於いて報國隊を組織し、學徒としての報國の誠を盡くさうと誓つてゐる。この報國隊の組織は軍隊に類する。軍隊にあつては、敬禮がどんなに嚴格に守られてゐるかは、われらのよく知るところである。戰陣訓には、「敬禮は至純なる服従心の發露にして、又上下一致の表現なり。戰陣の間特に嚴正なる敬禮を行はざるべからず。」と教へてゐる。他日將兵として皇國の護りに就くわれらも、またよくこれを體得し、實踐しなければならぬ。

恩を感じ、恩に報い、人を敬ふ心は、又生命のないものに對しても同じである。われらの日々の生命の糧となるたべ物に向かつて「いただきます。」「御馳走さま。」といふ感謝の言葉は、その一つの現れである。學習の時、われらが知識を得る手だてとなつてくれた書

物や鉛筆や帳面などを粗末にするのは、これらの恩を感じ、その恩に報いる態度ではない。作業がすんで鋏や鋤を洗ひ磨く時、何の感慨もなく、たゞ命ぜられたまゝに手を動かしてゐるのは、眞に心身の修練を助けてくれたものに接する心構へとはいへない。われらは生命のないものにも禮を以つて對さなくてはならない。物資節約とか資源愛護とかいふことも、單に時艱を切りぬけるための手だてとして考へ、行ふばかりではなく、それは又、生命のないものにも禮を以つて對する、わが國古來の傳統に根ざしてゐることを深く思ふべきである。

大東亞の新しい建設が日々に進み、盟ひを同じくする諸國の人が來朝する數も次第に殖えて來る今日、その指導國であるわが國の青年われらは、それら大國民としての修練を積み、大東亞の

人々を心服させるだけの品位を養はなければならぬ。一人の不法法は單に一人の恥だけでなく、ひいては國の恥となる。聖業完遂の前途には、未だなほ幾多の困難が横たはつてゐることを思へば、われらはみづから禮を失つて、その和を害ふやうなことを斷じて慎まなければならぬ。

## 昭憲皇太后御歌

人として學ばざらめや鳥すらも枝ゆづるてふ道はあるものを

## 六 質實剛健の氣風

われらは歴史を顧みて、世界に於ける幾多の國々や民族が、浮華の風に染まつて亡んで行つたり、柔弱に流れて滅されてしまつた

のを知る。凡そ國家が滅亡する時は、浮華柔弱の氣風がはびこり、反對に國家が興る時は、質實剛健の氣風が盛んになる。古來、わが國民は質素着實であり、その上どこまでも努めて本分を果さうとする剛健の精神を重んじて來た。畏くも皇室におかせられては、代々の國民をしてよく剛健の氣風を振るひ起させ、質素着實な生活に導くやう諭させ給うたのである。「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語」に「質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ」と諭しあそばされた聖旨のほどは、われらの銘記するところであるが、明治天皇におかせられても、「戊申詔書」に「華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ」と仰せられ、軍人勅諭には、質素をすゝめ、奢侈文弱を戒め給うてある。また、大正天皇の「國民精神作興ニ關スル詔書」には、國民精神の剛健をお諭しあそばされてあるのを拜する。われらの祖先もまたよ

く大御心を奉體し、剛健の氣風を養ひ、浮華放縱を避けたので、變轉極まりない他國の廢亡をよそに、獨りわが國のみは御稜威のもと、隆々たる國運の發展を遂げて來たのである。

元寇の時にも、われらの祖先は御稜威のもと、執權北條時宗の指揮に従つて、存分に剛健の精神を發揮した。文永の役では、元の戦艦凡そ九百艘を博多灣にむかへ撃ち、菊池大友の諸軍は少數の兵で戦況不利にも拘らず、どこまでも奮戦力闘して屈せず、最後まで敵の上陸企圖を破碎した。たま／＼暴風俄かに起つて、敵の艦船は一夜のうちに或は破れ、或は沈み、大損害を受けて逃れ去つた。

文永の役後、元の忽必烈は最度の侵略を試みようとして、使者を遣した。こゝに於いて、上皇室を始め奉り、下庶民に至るまで、舉國一體、決戦の覺悟を固めたのである。

畏くも宮中におかせられては、率先して敵國降伏の祈願を籠めさせられ、龜山上皇には、御身を以つて國難に代らせ給へと皇大神宮に御祈願あそばされた。

時宗は年二十四、あくまで豪膽で、元の再度の使者を斬り、應戦の決意を示し、後には進んでかの國に攻め入り、禍の根を斷たうとさへ企てたほどであつた。

いよ／＼進撃の令が諸國に下ると、各地の武士は勇んでこれに應じ、若い者はもとより、中には六十五歳の老人まで弓矢をとつて従軍を申し出た。肥後國の尼眞阿は女の身の、しかも老いて軍に従ふことのできないのを歎いて、杖とも柱とも頼む獨り息子や婿を従軍させた。宏覺禪師は敵國降伏の熱禱を捧げ、

末の世の末の末までわが國は萬づの國にすぐれたる國

と必勝の信念を吐露した。軍に従ふ者も後に残る者も、敵必滅の意氣に燃え、舉國一體、敢然として國難に赴いたのである。

御稜威のもと、舉國一體となつて敵撃滅の熱意に燃え立つた護國の至誠が神明に通じて、かの神風となり、存亡の危機に面した祖國を救つたのである。質實剛健、不撓不屈の精神こそは實に國家興隆の源であることを痛感する。

われらは古からのかうした質實剛健の氣風を受け繼いで、よくこれをもち續け、祖先の神靈を安んじ、更にこれを發揮して無窮の皇運を扶翼し奉らなければならぬ。今、われらは歴史上未だかつて見ない大事業の遂行に邁進し、米英の非望を粉碎して最後の勝利を確保するために、上下一體、必死の活動を續けてゐる。米英に對する宣戰の詔書の中に、

帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ

外ナキナリ

と仰せられてある。詔を畏み仰ぎ、われらは萬難を排して、最後の勝利に向かつて突進しなければならぬ。更にまた、大東亞建設の大業を成就し、諸々の國をしてその所を得しめ、ひいては道義に本づく全世界の新秩序を打ち立てるためにも、われらは斷じて剛健の氣風を振起しなくてはならない。敵はその老大な生産力を頼んで、必死の反攻を試みてゐる。第一戰にあるわが忠誠勇武の將兵は御稜威のもと、大陸に南海に、又北洋にと、各所に敵を撃碎してゐる。七度生まれ、七度死んで國に報ぜん、と誓つた護國の英靈は、又いつも冥助を垂れてゐる。われら國民はあらゆる私の欲情を捨て、總べての資材や勞力を戦力の増強に集中してゐる。

決戦下の學徒としてのわれらの本分は、文を修め武を練り、いつでも國の求めに應じて出動し得る準備を整へておくことである。既に多くの先輩は學業半ばで、決然として戰場に赴いた。われらが日頃武道に體練に勵んで養ふ剛健の氣風は、そのまゝ、米英撃滅の氣魄となつて燃え上つてゐる。戦争はいよゝゝ苛烈である。われらは率先して剛健の氣風を振るひ起し、百折不撓の意氣を以つていかなる困難にも堪へ、聖戰目的達成のためにわれらの全力を盡くさなければならぬ。

七 孝道と報恩

はへば立て立てば歩めといそぐなりわが身につもる老を忘れて

光格天皇は畏くも子を思ふ親心を、このやうに詠ませられた。  
天平時代の山上憶良は

銀も金も玉も何せむにまされる寶子に如かめやも

と、限らない親心を歌つてゐる。

子寶といふ言葉は、わが國に於いては特に深く重い意味をもつてゐる。前に學んだやうに、われらは己一人のわれらではない。それ故にこそ子は家の寶、更に國の寶ともいはれるのである。各、分に應じた務めを盡くして國運を昌んにし、一旦國の大事といふ場合には、大君の御楯として御奉公申し上げる。親は子を陛下の御楯としようとして愛育するのである。子寶の眞の意味はこゝにある。

この親心に應へ、父母山海の恩愛に報いる孝行は、皇國の道の始

めである。畏くも明治天皇が教育勅語に「克ク忠ニ克ク孝ニ」とお諭しあそばされた御旨に拜するやうに、われらが親に盡くす孝は、君に忠であるといふ孝でなければならぬ。忠孝無二、忠孝二つながら全うするのが、われらの行くべき道である。

秋山眞之は日露戦役の時、聯合艦隊の参謀として、旗艦三笠に乗り組んでゐた。この戦役に於いて、十年の歳月、練りに練つたわが海軍獨得の戦法は、御稜威のもと、東郷司令長官の指揮下に、その威力を存分に發揮するのだと思つた時、秋山参謀は勇氣が全身に満ち溢れて來るのを感じた。それにつけても、後顧の憂ひを全くなくしてくれた母の激励と覺悟とに對して、眞之は心から感謝せずにはをられなかつた。

當時、眞之の出征を知つた母は、

「唯々陛下の御爲に一身を捨てて御奉公に勵みなさい。家のことは、何も心配することはいりません。」  
と諭し、更に、

「もしお前に後の心配があるため、軍人としての覺悟がにぶるやうなことがあれば、母にも十分覺悟があります。」

とさへ書き送つた。この激励をうけた眞之は、母の寫眞と一しよにこの手紙をしかと身に着けて、

「母上、どうぞ御安心ください。眞之は命のあらん限り働きます。今度の戦争はきつと勝ちます。」

と心に固く誓つて出征したのであつた。大君のため戦に臨むわが子に寄せる母の決死の激励と信賴とに應へる道は、一死奉公のほかにない。このやうに親の激励をうけて勇躍征途に就く子は、



また獨り秋山參謀だけではなかつた。

天皇陛下の御楯となつて身命を捧げる忠勇なるわが將兵は、また家親に仕へては眞の孝子である。眞之が兵學研究のため外國に留學し、歸朝して母と一しよに、暫く東京青山に住んでゐた頃のことである。秋山家では、近くの親戚へ毎夜のやうに風呂をもらひに行くのが常であつた。母はもう七十を越して、足腰が自由でなかつたので、眞之はいつも母を背に負つて出掛けた。

母が風呂から上ると、眞之は「さあ、おかあさん、着物はこゝにありませんよ、風邪をひかないやうにしてください。」と身の廻りのことをみづから世話し、「しつかりおぶさつてゐてください。」と背中を向けるのであつた。

母の體溫を背中に感じながら、靜かな夜の道を歸る眞之は、この上もなく幸福であつた。さうして、母がいつまでもかうして長生きしてくれることを、深く心に念ずるのであつた。

親の心をしみとくと感じ、すなほに命に従つて父母に喜んでもらふのは、孝道の始めであり、臣民の道を守り、各自の務めに勵んで奉公の誠を致し、無窮の皇運を扶翼し奉つて父母の志を遂げるのは、孝道の終りである。

明治天皇御製

たらちねの親につかへてまめなるが人のまことの始なりけり

われらは日常の生活を省みるごとに、君の恩親の恩師の恩のほかに、兄弟親戚朋友近隣知人の恩と、到底數へきれないほどさまざまの恩恵を受けてゐることを知る。恩徳を受けてこれに報いる

のは、人の道である。諺に「世は相持ち」といふ。互の助け合ひによつて、始めて世の中は成り立つ。わが國には古く五人組の制度があつて、隣り近所の相互扶助の實を擧げてゐた。今の隣り組と同じやうな仕組みである。今日、この隣り組内での助け合ひのいよゝ緊密でなければならぬのは、いふまでもない。防空訓練配給その他のことでも、隣り組の助け合ひがわれらの生活を圓滑にし、美しいものにしてゐることは數々ある。その恩に報いるには、どうしたらよいであらうか。米英必滅の戦争は日ましに激しくなつて、多くの先輩が應召し、第一戦に激闘を繰り返してゐる時、われらはかうして幸福にも毎日學校で修練を續けてゐる。どうしたならこの恩に報いることができるであらうか。

古人も「恩を受けては慎みて忘るゝことなかれ」と言つてゐる。

忘恩といふことがいかに悪いことかは「恩知らず」といふ言葉が、その人の信用を全く失はしめることによつてもわかる。もしも忘恩の徒となり、「まこと」を失ふやうなことがあれば、隣り組の相持ちさへ成り立たず、一億國民の一心協力にもひゞがはいる。われらはいつてもわれらの上に集る君恩、親恩、師恩、そのほかの數限りない恩徳を忘れることなく、感謝、報恩の心を以つて、「まこと」を盡くし、少しづつでも恩に報いる徳を積むやうに努めなければならぬ。

#### 明治天皇御製

おのが身はかへりみずして人のため盡すぞひとの務なりける

## 八 團體の生活と秩序

家にせよ學校にせよ、或は大にしては國家にせよ、苟も團體生活を營むところには、必ず一定の規律があつて、始めて團體の統制が保たれる。この規律を普通に秩序と呼ぶが、わが國では古くからこれを道といつてゐる。

われらの家は、わが國ぶりから自然に、親子の間には慈愛と孝行の道があり、兄弟姉妹の間には長幼の序があり、兄は友に、弟は恭しくする。これらが道德上の秩序である。そのほか日常來客の取次ぎをし、客間に通し、用談をするにも、きまつた慣習上の規律がある。これを風習禮儀ともいふ。これらの秩序が尊重される時、家族間の親和と家の繁榮とが生まれ、家の品位を保つこともできる

のである。學校にあつてもまた同様で、校則・生徒心得・弟子の道、學友間の道、教室や運動場に於ける掟・慣習などがある。よくこれを遵守する時、われらの學校生活は圓滿になり、學習の目的も十分に達せられる。

凡そ團體の中でも最も組織の整然として、秩序の嚴正なのは軍隊である。軍隊は天皇陛下を大元帥と仰ぎ奉り、上下相統屬し、禮儀を重んじ、軍紀の嚴肅をその生命とする。戰陣訓にも、

「軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和氣藹々たる團結を固成すべし。上下各、その本分を嚴守し、常に隊長の意圖に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して全體の爲己を没するの覺悟をかるべからず。」といつてゐる。

各自がその地位に伴ふ務めを盡くし、一個人の利害を捨てて全體に奉仕する時、團體は強くなる。われらは家族の一人としても、學校の生徒の一人としても、また鞏固な團結心をもたなければならぬ。この團結心はお互に信賴し、その信賴に「まこと」を以つて應へるところに生まれる。己一人の利害に捉はれて勝手な振舞ひをする成員があれば、その團體の秩序は亂れ、團結心は薄らいでしまふ。團結心がない團體は、もはやその本來の意義を失ふ。しかし、團體の成員として、われらの最も注意しなければならぬことは、誤つた團結心をもつことである。その目的が道に外れてあるやうな團結心は、寧ろ有害であつて、公明正大を尊ぶわれらにとるべきものではない。常に正しい目的をもち、手段を選ぶ時は、いかなる艱難にあふとも己の責任を盡くし、進んで一致協力して公に盡くすことができる。

固い團結心を以つて團體のため、公のために盡くす者は、その團體の秩序を尊重しなければならぬ。唯強ひられるまゝに規則を守つたり、叱責を恐れて厭々ながら従ふのでは、未だ眞に私を去つて公に盡くすことにはならない。みづから進んで秩序を守り、他に秩序を亂す者があれば、「まこと」を以つて注意するやうにすべきである。この際、前に學んだ禮の精神を以つてしなければ、徒らに不和を招く。禮を以つて成員相互が切磋し合ふなら、和氣藹々の氣風は團體のうちにみなぎり、團結心は一層鞏固なものとなる。學校の秩序は校則に従ふことによつて保たれ、國の秩序は國憲國法によつて定まる。わが國の國憲は、畏くも明治天皇の欽定<sup>きんてい</sup>あそばされた千載不磨の大典である。推古天皇の御代、聖德太子は

始めて十七條の憲法を作つて、臣道をお諭しになられたことは既に學んだ。わが國の法の源泉は、畏くも皇室であらせられ、聖訓によつて垂示あそばされることは國民の決して忘れてはならないところである。われら國民が聖訓の御趣旨を奉體し、進んで國憲國法を守る時、無窮の皇運を扶翼し奉り、國運を永く昌えしめることができるのである。

家にあつては家長の命に従ひ、學校での修練には師や上級生や級の統率者の指揮に従ふ。その根本は、すなほな服従心である。軍隊にあつては、この服従心が殊に強調されてゐる。戰陣訓にも「下は謹んで服従の至誠を致すべし。」

と教へてある。古來良將と謳たはれた人々は、戰陣にあつて、命に背く者を直ちに罰して軍紀を正したといふ。團體の生命は團結で

あり、團結をいよく、強固にするのは服従の精神である。凡そ團體の成員が服従の誠意を缺くやうなことがあれば、秩序も團結も唯口先ばかりのこととなり、烏合うがの衆と何ら異ならない。

わが國民は肇國このかた、上天皇の大御心を奉體し、八紘爲宇の大理想を目ざして無窮の皇運を扶翼し奉つて來た。われらの祖先は國の大事には、老いも若きも、男も女も、國を舉げて團結し、一致協力してその難に殉じた。大東亞戦争が日を逐うて苛烈となり、米英はあくまでその非望を達しようとして決戦を挑んでゐる。われら國民は、わがうるはしい傳統の精神を體して一億眞に心を協せ、義勇以つて公に奉ずるの覺悟を堅くもたなければならぬ。國民の一人一人が全力を舉げてその分を盡くし、一人一人の最大の力が發揮されなければ、國力を最高度に發揮することはできな

い。國民のうち一人の不心得者があれば、それだけ國力は減じ、一人の落伍者が出ても、それだけ戦争遂行の障礙となる。舉國一致して勝ちぬくため、國民は今こそ堅く團結しなければならぬ。

### 九 奉仕の道

わが國は昔から大和の國と言はれてゐる。大和、何といふよ名であらう。聖徳太子は、「和を以つて貴しとなす」とその憲法にお諭しになり、大正天皇朝見の御儀の勅語には

臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ

と仰せられてある。われらが日常親子兄弟の序を保ちながら和合する時一家は榮え、師弟分を正しながら相親しみ相學ぶ時學びの園は繁る。團體にあつても、國にあつても、その理は同様である。

上下左右の心と心、力と力とが結び合ひ、助け合ふところに全體の向上發展があり、團體生活の強さと美しさとが生まれて來る。われらはまだ一人の力では大きな奉仕の功績を遂げ、國に盡くすことはできないが、指導者のもとに、滅私の精神を以つて團結奮勵すれば、作業の成果も舉り、おのづから大きな奉仕の實を現すことができるのである。

中部地方の人口凡そ四千ほどの或る農村のことである。この村は山が深く、その上傾斜が多いので、少しの日照りにも川水が流れ、水田は干あがる。水喧嘩は年中行事のやうに繰り返され、幾たびか血の雨も降らした。随つて、農耕よりも養蠶を主業とする風が年々増大した。

昭和五年の繭絲價格の暴落は、この村にも一大打撃を與へた。

村税は滞納する、人心は荒み思想は悪化し、軋轢は甚だしくなる、このまゝにしておいたなら、村の將來はどうなるかわからない。この情況に勇ましく起ち上つたのが、壯年の村長を中心とする一部の青年たちであつた。これら一團の人々は村人の激しい反對を排し、執拗な妨害を斥けて、村更生のためあらゆる奉仕作業に挺身した。事業は着々と進められたが、村人は容易に目ざめなかつた。昭和十一年一月、村更生策の決定的事業である貯水池起工式が舉げられた。村民の出足ははかばかしくなく、しかし、青年たちの勤勞奉仕は黙々と續けられた。工事は日一日と進んだ。これを見て、村民も漸く悟り始め、この作業に加る人も次第に殖えて、やがて舉村一體の活動となつた。かうして四年。馴れぬコンクリートの底桶工事も、水路工事も青年を主體とする村民の手で完成

し、二百十町歩の水田を潤すに、十分な水源が得られたのである。それ以來、激しい旱魃の年でも、水田一面に潤ひわたる水を見て、村民は唯感謝と歡喜とに溢れるのであつた。

親和協力して更生したこの村の青年團員は、今、先輩の志を繼いで、一致して神社齋田の農耕奉仕や村有地の共同耕作、出征軍人の慰問並びに留守宅の勤勞奉仕、そのほか相互の鍊成、圖書館經營農耕法の改良などを快く續けながら、職域奉公の實を擧げてゐる。

古來、國を愛し、世に報いようとする人々は、進んで種々の事業を興し、公益を廣め、世務を開くやうに努めて來た。名和靖の害蟲驅除、金原明善の治水植林など、その例は少くない。

信越線長岡驛に下車して、正面の道路を眞直に行くと、左方にりつばな建物が見える。互尊文庫である。互尊とはこれを市に寄

附した人、野本恭八郎の號である。恭八郎は嘉永五年、今の新潟縣刈羽郡横澤村に生まれた。父を山口平三郎、母をトヤといひ、その四男である。家は代々大庄屋役を勤めてゐた。恭八郎は十二、三歳の頃家を離れ、蘆澤氏の家塾南條の三餘堂に入つて孝經論語などを學んだ。十五歳の時、藩命によつて庄屋見習役を命ぜられ、藩の支校に學び、二十一歳で紙商野本家を繼いだ。

當時養家は既に衰運に向かつてゐたので、みづから十七條の掟を作つてその挽回に努め、よくこれに成功した。その間にも恭八郎は儒書史籍に親しみ、また僧大道長安に就いて佛教を學び、師友の親交を續けた。二十八歳のとき推されて長岡町町長の職に就き、後、町會副議長となり、六十九銀行取締役になつた。また縣會議員となり、電燈、石油の業を興した。この頃から互尊獨尊の説を唱

へ、生涯その實行と普及とに努めた。また奉仕の道にも目ざめて、土地を長岡町に寄附して軍人家族の救護に當てたこともある。その後も教育勅語聖旨普及の資金、互尊文庫設立維持資金として私財を提供したりした。八十三歳の時、日本互尊社を創立し、遺産を擧げてこれに寄贈し、八十五歳で歿した。

恭八郎は常に、家に儉、國に勤を實踐し、餘財を悉く社會事業に投じて少しも惜しむところがなかつた。また、恭八郎は明治天皇の御徳をしのび奉ること深く、率先して議會に明治節制定の請願を行つたこともある。更に富士大公園の設置を唱へて世の注意を促し、長岡市教育會、青年會の事業を援助し、衆に率先して軍事を贊助して屢表彰せられ、書を著し、講演を行つて文教の進展にも功績を樹てるなど、國家公共の福利を増進するに多大の貢獻をしたの



で、昭和元年長くも紺綬褒章を賜はつた。

彼は正しいと信ずると、それをあくまでやり遂げる強い意志をもつてゐた。博く學んで「我人獨尊、皆互尊」と説き、みづからそれを實踐し、公益のため奮闘努力の生涯を送り、一の私心を挾むところがなかつた。常に「財産は一時國から預つたもので、國家有益の事業に散ずるのは、吾人の責任である。」と言つてゐた。土地の人もその徳を慕つて互尊翁と呼び、永く郷黨の誇りとしてゐる。

働き盛りの人たちは今、銃劍を執つて第一線に戦つてゐる。勞力の不足は各方面に生じ、學校報國隊の出勤を要求する所が次第に多くなつてゐる。この際われらは、先賢先輩の一意國を愛した志を繼ぎ、その行ひに倣ひ、國家公共のため進んで奉仕の道に盡くさなければならぬ。師や指導者のもと、烈々たる氣魄を以つて

事に従ふ時、われら奉仕の成果は、直ちに國力増強の一翼となることを銘記しなければならない。

## 十 肇國の御精神とわが國體

昭和十五年、光輝ある紀元二千六百年を迎へ、國民は齊しく寶祚の隆昌を仰ぎ奉つた。この年、紀元の佳節に當つては、ありがたい詔書を賜はり、次いで秋には、記念の祝典が擧げられた。

紀元二千六百年を壽ぐ盛典は、澄み渡つた大空のもと、宮城外苑式場に於いて、天皇陛下の行幸、皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り、盛大且つ嚴肅に行はれた。一億の國民は擧つて聖壽の萬歳を唱へ、歡喜と感激とのうちに、遠い遙かなわが國の肇めを思ひ、神武天皇の御創業をしのび奉つて、皇國の窮まりない隆盛を慶び祝つた。さう

して國民は等しく御民われと詠つた萬葉集の歌人に劣らず天地の昌えるこの秋に會ふ幸ひをしみと感じたのである。

わが國は皇祖天照大神が皇孫瓊杵尊をこの豐葦原の瑞穂の國に降臨せしめ給うてより萬世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを治め給ふ。

顧みれば悠遠の昔伊弉諾尊伊弉冉尊の二柱の神がくらげのやうに漂へる國を修理り固成す大御業を成就し給うた。二柱の神は先づ大八洲を次に山川草木その他諸々の神をお生みになり更にこれを統治し給ふ天照大神をお生みあそばされた。

天照大神は大日靈貴とも申し上げ光華明彩しくして六合の内あめつちに照り徹らせり。とたへ奉るやうにその聖徳は宏大無邊であつて萬物を化育せられ高天が原の神々を始め二尊の生まれせられた國土を生成發展せしめ給うたのである。さうしてこの大御業を天壤と共に窮まりなく榮えさせたいと思し召されて皇孫瓊杵尊に、

豐葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと當に天壤と窮りなかるべし。

と勅して大八洲に降臨せしめ給うた。この天壤と共に窮まりない寶祚こそは實にわが國體の根本であり皇祖の神徳に仰ぎまつる肇國の御精神は皇國の道の源となり代々の國民はこれを奉體して天壤無窮の皇運を扶翼し奉つて來たのである。

皇位は皇祖天照大神の御子孫にまします萬世一系の天皇の御位であり唯一系の天つ日嗣である。皇祖皇宗の肇め給うた國を

承け継ぎ、この國を安らかにお治めになる「すめらぎ」の御位である。皇位にまします天皇は、皇祖の大御心をそのまゝに國を榮えしめ、民を慈しみあそばされる。われら臣民が現御神におはします天皇を仰ぎ戴くことは、同時に皇祖皇宗を拜し、その御恵みのもとに、眞に大日本帝國の臣民となることである。皇位はこのやうに尊嚴極まりない高御座であり、永遠に搖るぎない皇御國の大本なのである。

天照大神はまた、神勅と共に三種の神器を皇孫に授け給うた。それから後神器は連綿として御代御代相傳へ給ふ皇位の御しるしとなり、皇室の御護りと崇められ給ふ。特に神鏡奉齋の神勅には、

これの鏡は、専ら我が御魂として吾が前を拜くがごといつきまつれ。

と仰せられてある。御歴代の天皇が、この御鏡を天照大神の崇高な御靈代としてお祀りあそばされるのは、常に天照大神と共にまします大御心である。天皇は、常に大神の大御心を大御心とし給ふ現御神にあらせられる。

天孫降臨の後、御三代の間は日向の地にましましたが、神武天皇は、遠く隔たつた地方がまだ皇室の御恵みに霑はないのをお歎きになり、舟師を率ゐて東方に向かはせ給ひ、遂に大八洲の中心樞原に遷つて國をしらしめし給うた。その後、天皇が大和の樞原の地に都を奠めさせられる時、

上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ。然して後に、六合を兼ねて以つて都

を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや。

と詔りあそばされた。神武天皇は皇祖の御精神を恢弘し給ひ、わが國の輝かしい發展の道をこのやうにお示しになられ、御歴代の天皇はまたこの大御心を承け継ぎ、天の下をしろしめし給ふのである。今上天皇陛下が、昭和十五年九月二十七日に下し給うた詔書の中にも、

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ

と仰せられてある。

皇祖皇宗がその神裔にまします天皇に現れ給ひ、天皇は皇祖皇宗の御精神を御精神とせられ、永久にわが國生成發展の源にまします。帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治

ス」とあり、又第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、これを明らかにし給うたのである。且つ、畏くも今上陛下御即位禮の勅語には、

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス

と仰せられた。われら國民を赤子と宣はせられ、われらが父祖の志を繼いで敬忠を盡くし奉る誠を感孚あらせられる聖慮の畏さに、誰か感涙なき者があらう。「義は乃ち君臣にして情は父子」といはれる所以は、このありがたい大御心に本づくのである。

君に忠を盡くすのは即ち國を愛することであり、國を愛する者はすべからず君に忠でなければならぬ。わが國にあつては、忠

孝はもとより二なく、君國また一である。わが國二千六百餘年の輝かしい歴史は、肇國の御精神を御心とせられる歴代天皇の御稜威の現れであり、われらが今、萬邦をして各、その所を得しめ、眞に道義に本づく世界を建設することは、皇祖を始めとし奉り、神武天皇御創業以來の皇國の使命を遂行するものである。よくこれを遂行して、皇運を無窮に扶翼し奉るわれらの責務、また極めて重大なことを悟らなければならぬ。

## 十一 敬神崇祖

大東亞戦争一週年を迎へた昭和十七年十二月十二日、天皇陛下には皇大神宮に親拜あらせられ、皇祖天照大神の大御前に御告文を奏し給うた。

天皇陛下御親ら神宮に御参拜、大御前に御告文を奏せられ、親しく戦勝を御祈願あらせ給うた御事は、神宮御鎮座以來始めての御事で、この御参拜がいかに尊い大御心によらせ給ふかは、拜察するだに、恐懼感激の極みである。この日、老杉亭々として太古の森嚴さをしのばせる神域には、稍をもれる陽光が一條、二條、幽かに降り注ぐ。陛下には御告文の御篋を捧持する侍従長一人を隨へさせられて、瑞垣御門を御参入あそばされる。各御門通過の御たび、白生絹の御幌は一つ、静かに掲げられ、又静かに降された。陛下には白玉なす内院の敷石を踏ませ給ひ、御正殿階下の御拜座に着御、嚴かに御一揖あらせられる。陛下には御告文を執らせ給ひ、玉音いとも神々しく大御前に奏せられ、先づ振古未曾有の戦果を御報告あつく神恩報謝の誠を致させ給ひ、今や戦局の前途なほ容

易ならぬ非常の秋に臨み、畏くも御親ら民を御率ゐあそばされよ  
うとの御決意を宣べさせ給ひ、更に速かに聖戦目的を達成し、皇祖  
皇宗の御遺業恢弘のため、重ねて御加護を冀はせ給ふ大御心を奏  
上あらせられたと、もれ承る。

このありがたい大御心を拜察し奉り、一億國民は等しく粉骨碎  
身、更に一層奉公の誠を盡くし、以つて大御心を安んじ奉ることを  
深く、心に期したのである。

そも、敬神崇祖は皇室の尊い御傳統であつて、神武天皇が鳥  
見の山中に靈時を立て、皇祖天神を祀つて大孝を申べさせられた  
のを始め奉り、御歴代の天皇は皇祖皇宗の神靈を崇め敬ひ、御親ら  
祭祀を執り行はせ給ふ。光仁天皇は、  
神祇を祭祀するは國の大典なり。

と仰せられ、宇多天皇は御日記に、

我が國は神國なり。因つて毎朝、四方大中小の天神地祇を敬拜  
す。

と記し給ひ、順徳天皇は禁祕御抄に、

凡そ禁中の作法、先づ神事後に他事。且暮敬神の叡慮、懈怠なし。

とお述べあそばされた。

恒例及び臨時の祭祀には、天皇陛下が御親ら皇祖皇宗の神靈を  
祭り給ふ。

わが國は古くから瑞穂の國と言はれ、天皇は農事に關する祭を  
重んじ給ひ、特に御一代御一度の大嘗祭並びに年ごとの新嘗祭に  
は、夜を徹して御親祭あそばされる。これは皇孫降臨の際、天照大  
神が齋庭の稻穂を授けさせられ、

吾が高天原に御す齋庭の穂を以て、亦吾が兒に御せまつる。と仰せられた御事に本づき、皇祖が親しく授け給うた稻穂を尙まれて、瑞穂の國の民を慈しみ給ふ神代ながらの御精神によらせられるのである。

天皇は、祭祀によつて、皇祖皇宗と御一體にましますとの御自覺を更に深くせさせ給ひ、皇祖皇宗の御精神に應へさせられ、われら臣民と國土とをいよゝ榮えしめられ、また天業の限りなき御恢弘を念じさせ給ふ。

このやうに神を祭らせ給ふことと政をみそなはせ給ふことは、その根本に於いて一である。天皇が祖宗の神靈を崇敬あそばされることは、そのまゝ、民を慈愛し給ふ御政治となる。祭と政とが一であるのは、實にわが國體の然らしめるところであり、天皇は

神に事へ給ふ大御心を以つて國をしろしめし給ふのである。また天皇は皇祖皇宗の御遺訓を紹述し給ふことによつて、肇國の大義と國民の履み行ふべき大道とを明らかに諭させられる。こゝにわが教育の大本がある。随つて、教育もその根本に於いては、祭祀及び政治と一致するのであつて、大日本史の神祇志に、

それ祭祀は政教の本づくところ、敬神尊祖、孝敬の義天下に達す。凡百の制度もまたこれに由つて立つ。

とあるのも、實にこゝをいふのである。

わが國の神社では、古くから祭祀儀式と拜む者の清明心とを最も重んずる。その神社に齋き祀る神は、皇祖皇宗を始め奉り、氏族の祖の命以下、皇運扶翼の大業に奉仕した父祖神靈である。この神社の祭祀や、氏神の祭に於いてわれらは、皇國臣民たるの自覺に

培ひ、報恩の誠を誓ふ。更に國の祝祭日には、戸ごとに國旗を掲げ、舉國一心になつて敬虔な一日を送る。これらの神祇奉齋は即ち天皇陛下が皇祖皇宗に奉仕し給ふところに歸一するのであつて、こゝにわが國の敬神の根本がある。

われらの祖先は、肇國以來歴代天皇の大御心を奉じ、明き淨き直き誠の心を以つて公に奉じ、「海行かば水づくかばね、山行かば草むすかばね」と歌つて、「大君の醜みにくの御楯」と勇み立ち、努め勵んで來た。

皇運扶翼の赤誠は、國家の危機に際してはことさら明らかに發露する。元寇のことは先に學んだ。和氣清磨の純忠、「七生まで唯同じ人間に生まれて朝敵を滅さばや」と誓つた楠氏一族の精忠、北畠新田、菊池等の諸氏の勤皇は、後世幾多の志士の赤心を振るひ起し、國民崇敬の的となつてゐる。金や名はもとより命さへもいらぬ

といふ信念に立つて奉公してこそ、始めて國家を泰やすきに置き、大御心に應へ奉ることができるのである。われらの祖先は、大方は名もない民として、日に夜に皇國の富強に努め、その繁榮に盡くし、忠良な臣民としての生涯を送つた。こゝにわれらの祖先の尊さがある。われらは心から祖先の恩に感謝し、その業を尙び、その志を繼がなければならぬ。

今や非常の時局に際し、われらは御稜威のもと、御民としての御奉公の覺悟を更に――新たにし、光輝ある祖先の遺風を顯彰しなければならぬ。

## 十二 皇國臣民の道

皇國の臣民は、畏くも皇室を大宗家と仰ぎ奉る。もとよりわが



國には、天皇の御徳を慕つて他民族の來たり仕へる者、進んで歸化する者が多數あつたが、これらの人々も皆聖恩に浴し、時を経るに従つて全く一體となり、臣民の分を盡くして來た。聖徳はまことに限りなく、總べての人々を廣く包容同化せられ、國威は益、揚り、君民一體の光輝ある國家として、天壤と共に窮まりなく榮えて來たのである。

明治天皇は畏くも、教育ニ關スル勅語に、皇國の道を「斯ノ道」とお諭しあらせられた。萬民を等しく愛撫し給ふ聖徳のもとに、億兆の臣民がこの勅語に仰せられた御趣旨を奉體實踐し、心を一にして天皇に仕へ奉る。これが皇國臣民たるものの本質である。聖徳太子は十七條憲法の中に、

私に背きて公に向くは是れ臣の道なり。凡そ人に私あれば必

ず恨みあり、憾みあるときは必ず同らず、同らざれば則ち私を以つて公を妨ぐ。

と親しく臣民の道を説かせられ、また「詔を承けては必ず謹め」とも諭させられた。

かつて、北畠親房は神皇正統記に、

「凡そ王土には生まれ、忠を致し、命を捨つるは人臣の道なり。」と教へてゐる。即ち臣民の道は、私を捨てて忠を致し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るにある。

畏くも御歴代の天皇は、われら臣民を大御寶と呼んで愛撫し給ひ、詔勅には屢、「爾臣民」と親しくお呼び掛けになり、股肱と頼ませられ給ふ。この聖旨のほどを拜する時、われら國民は天皇の御民としての光榮をしみ、と思はずにはをられない。

先にわれらは忠と孝とを學んだが、わが國に於いては、孝の根本は忠であり、忠あつての孝である。われらは家にあつては父母の子であり、親子共々に臣民である。われらの家に於ける孝は、そのまゝに忠とならなければならぬ。さうして、孝の第一義は父祖の心を繼ぎ、臣民の道を實踐して皇運扶翼の實を擧げるところにある。橘守部たちばなもりは、

「世人、直ちに大宮に事ふるのみを奉公といへども、この照らす日月の下に、天皇に事へぬ人やはある。物を書くも君のため、疾やまを治するも君のため、田を作るも君のため、商をひするももとより君の御爲なれど、いやしき身は遙かに下に遠ざかれれば、唯近く世人のために勞いそくほどの、天皇への事へはなきなり。」  
といつて、國民の一切の營みは、總べて統治の大業を翼賛し奉るに

於いて變りのないことを説いてゐる。まことに、われらの祖先は肇國以來、武人は戈を執つて身を捧げ、農人は鋤を執つて仕へ、商に工に皆各、その所に應じ、それらの分を盡くして國家の隆昌に努め、皇運を扶翼し奉つた。われらもまた大御心を奉體し、父祖の志を繼ぎ、率先躬行、私欲を捨てて公に向かひ、不斷に忠義の大道を全うすべきである。

維新の志士佐久良東雄はその遺書に、

「ワレ等先祖ヨリ受ケシ皇恩、神恩何萬年、今日マデ受ケ候ヤ數ヘガタシ。コ、ヲヨク、勸ヘ明ラムレバ、コノ一身幾タビ捨テテ御恩報ジ候トモ報ジガタシ。實ニ九牛ガ一毛ニモ足ラヌコトナリ。ヨク、コノ意ヲ勸ヘ明ラメ、スハヤ御大事ト申ス時ニハ、一命ヲ捨テテ報イ奉ルベシ。シカラザレバ、吾ガ子孫ニア

ラズ……」

と記して、その子石雄に皇民の道を教訓してゐる。まことに、東雄の念願は又われらの父祖の念願である。

藤田東湖は正氣の歌の中に次のやうに萬邦に秀でたわが國ぶりを讃へた。

天地正大の氣粹然として神州に鎮まる

秀でては不二の嶽となり、巍巍として千秋に聳ゆ

注いでは大瀛の水となり、洋洋として八洲を環る

發しては萬朶の櫻となり、衆芳與に儔ひ難し

凝つては百鍊の鐵となり、銳利鏖を斷つ可し

盡臣みな熊羆、武夫盡く好仇

この光輝ある神國を護りぬくのは、われら臣民の最大至高の道

である。東湖は更に

乃ち知る人亡ぶと雖も、英靈未だ嘗て泯びず

長へに天地の間に在りて、凜然として彝倫を敘づ

孰か能く之を扶持するぞ、卓立す東海の濱

と、人心を鼓舞してゐる。

顧みると、この一年にわれらが學んだことは少くない。そのいづれをとつてみても、われらがしつかりと肝に銘じなければならぬ事がある。われらが修身科の初めに學んだのは、青少年學徒ニ賜ハリタル勅語であつた。よく聖訓に示させ給ふ大御心を仰ぎ、勇み身體を鍛へ、進んで知能を發き、識見を長じ、技術を練り、美徳を養ひ、以つて負荷の大任を全うするやうに努力しなければならぬ。

昭和十八年十二月十二日印刷  
昭和十八年十二月十六日發行

修身一

定價金四十四錢

權 作 所  
有

著作兼  
發行者

東京都神田區岩本町三番地

中等學校教科書株式會社

代表者 山本慶治

印刷者

大阪市西區阿波座中通二丁目二十三番地

合名會社 交進社印刷所

(西大四五) 代表者 余部留吉

配給元

東京都神田區淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

發行所

東京都神田區岩本町三番地

中等學校教科書株式會社

日本出版會會員番號 一一七五二二

(略名) 中教修身一

修道第二中学校  
丸本

広島大学図書  
2000067705  
